

企業法務Ⅰ（第2回）

弁護士 川 添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

I 法曹養成制度と弁護士業務

- ・新司法試験 = 合格者の大幅増加 = 弁護士の増加（検察官と裁判官は微増？）

↓

弁護士の業務領域拡大の必要性

<拡大領域>

- ・企業内弁護士（またはイン・ハウス・ロイヤー）
- ・任期付公務員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律）
- ・非常勤裁判官 など

II コンプライアンス

1 コンプライアンスとは

- ・コンプライアンス（compliance）：法令遵守

↓

企業活動における不祥事・法令違反を防止するのみならず，不祥事を防止する体制を整備してリスクを極小化し，かつ万が一不祥事が発生した場合は，迅速に処理するシステムを構築すること（ビジネス・コンプライアンス）

2 コンプライアンスの機能と本質

(1) 日本におけるコンプライアンス経営の流れ

1991年～ バブル経済の崩壊

→ 景気の悪化と企業倒産の増加

= 好景気には隠されていた不祥事が次々と明るみになる

- ・1992年 佐川急便事件
- ・1995年 信用組合の相次ぐ破綻（コスモ信組・木津信組・大阪信組）
- ・1995年 金融スキャンダル（第一勧銀利益供与事件，大蔵省接待疑惑）
- ・2005年 カネボウ粉飾決算事件（経営者と公認会計士が起訴）

(2) コンプライアンス経営が求められる理由 ― 予防法務の観点から

① 企業の信用 = 企業価値に直結する

不祥事を起こした会社の株価は暴落し，時下総額を大幅に下落させる

→ 対応の誤りが企業の命運を左右する可能性も

② 社会のIT化 = 真実の暴露

- ・インターネット掲示板（2ちゃんねる等）による内部告発
- ・物言う社員（元富士通社員・城繁幸『内側から見た富士通 成果主義の崩壊』）

③ 国際基準への対応，株主の意識変化

- ・国際会計基準の採用
- ・「物言う株主」や個人投資家の増加 = 正確な情報提供の義務

例）大和銀行株主代表訴訟一審判決（大阪地判平12.9.20判タ1047-86）

3 金融機関におけるコンプライアンス

(1) 金融機関の特殊性 = 公共性

金融機関の役割：企業に対する融資（投資業務）

= 社会経済の発展に必要不可欠な存在

資金源：預金者からの預金

→ 金融機関の保有財産は本来，金融機関自身のものではない

(2) 融資における各種原則（金融財政事情研究会編『融資審査の手引き』3～7頁）

- ① 安全性の原則：融資は安全確実に回収する必要がある
- ② 収益性の原則：融資による運用益を確保する必要がある
- ③ 成長性の原則：融資先の成長を促すことが金融機関自体の成長に繋がる
- ④ 流動性の原則：貸出期間を短く，かつ固定化を避けるべきである
- ⑤ 公共性の原則：公共的性格を意識し，融資にこれを反映させるべきである

(3) 金融機関による融資と安全性の原則

「銀行の資産の健全性と預金者保護の観点から，貸出金は安全かつ確実に回収する必要がある。このことは，資金の運用をつかさどる者にとっての鉄則である。

貸出先企業や個人の倒産・破産による焦付債権の発生や，元本の返済及び利息の支払遅延などは，運用資産の不良化を招き，銀行の収益力を低下させていく。このため，安全性の原則は，他のすべての原則に優先し，いやしくも安全性を犠牲にした融資をとりあげることは，厳に慎む必要がある。」

（前掲『融資審査の手引き』3頁）

(4) 金融機関に対するコンプライアンス体制の整備

バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」
（1998年）

→ 金融監督庁(当時)による「金融検査マニュアル」

- ① 経営陣による内部管理重視の企業風土の確立
- ② 重大なリスクの認識と継続的な評価
- ③ 適切な管理体制の構築と職責に分離

- ④財務、事務、コンプライアンスに関する情報システムの装備とコミュニケーション経路の整備
- ⑤適切なモニタリングと問題点の是正
- ⑥監督当局による内部管理体制の評価

Ⅲ 具体的事例

1 違法融資 = 破綻金融機関の経営者責任

① 責任追及の歴史

- ・住専（住宅金融専門会社）問題：銀行の紹介者責任，住専経営者の責任
- ・銀行，信用組合の破綻：元役員に対する責任追及訴訟

② 破綻金融機関における特徴（整理回収機構関与者責任追及弁護団）

- ・バブル時代の放漫経営と情実融資に陥ったパターン
- ・バブル崩壊後の融資先の経営難と破綻回避のための融資
- ・金融自由化に伴う生き残り策（特に小規模な信用組合）
→リスクの高い余資運用（デリバティブ取引等）

2 商法規定違反

① 違法配当

② 重要な財産の処分等（商260Ⅱ①，会社法362Ⅳ①）

③ 利益相反取引違反（商265，会社法356Ⅰ，365Ⅰ）

3 個別法令違反行為

① 贈収賄

② 関税法・外為法違反

③ 損失補填行為

④ 大口融資規制（大口信用供与規制）違反

4 一般的善管注意義務違反・忠実義務違反

① 投資・投機型（余資運用）

② 企業買収型

③ 債務保証型

④ 債務引受

⑤ 子会社支援

5 間接的責任原因

① 代表者としての責任

② 監視義務違反

③ 内部統制システム構築義務違反

以 上